

## 三重県学校給食用牛乳供給事業に係る供給価格等決定要領

三重県知事は、この事業に係る学校給食用牛乳の供給について、供給価格及び供給事業者を決定する単位としての区域を設定し、当該区域ごとにこの要領により供給価格及び供給事業者を決定する。

### 第1 基本の方針

三重県知事は、学校給食用牛乳を年間継続して計画的かつ効率的に供給することを推進するため、新規参入も含め幅広く事業者の参加を求め、適正な価格での供給を確保することを基本とし、以下に定めるとおり供給価格及び供給事業者を決定する。

### 第2 供給事業者となることのできる者の要件

本事業における供給事業者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- 1 次のいずれかに該当する者であること。
  - (1) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条第2項の乳業を行う者（以下「乳業者」という。）
  - (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号により乳業者を組合員とする事業協同組合。
  - (3) 畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第2条第4項第1号イに規定する生乳生産者団体。
  - (4) 牛乳卸売業者又は牛乳小売業者であって、学校給食用牛乳の配送、安全管理等を自ら責任を持って確実に行うことができると認められる者（当県内において、(1)から(3)までに掲げる者による供給が困難である場合に限る。）
- 2 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第51条第2項及び第3項の規定に基づき、公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守していること等について、三重県知事等による立入指導等を前年度の4月1日以降に原則として1回以上受け、安定して安全で品質の高い牛乳の供給を行っている者であること。
- 3 学校給食用牛乳の供給に必要な生乳の配乳について、牛乳の販売実績等にかんがみ、十分に学校給食用牛乳の供給が可能と見込まれる者。
- 4 過去に供給事業者の決定を受けた乳業者であって、決定の取り消しを受けた場合にあっては、当該取り消しを受けた日から2カ年以上経過している者。

### 第3 区域の設定

学校給食用牛乳の供給区域については、別紙のとおりとする。

なお、知事は、入札参加状況、決定価格、見積価格表の提出のない区域の発生状況等を考慮し、県教育委員会と協議の上、区域を見直すことができる。

## 第4 供給価格及び供給事業者の決定

### 1 見積価格の徴集方法

#### (1) 呼びかけの範囲

知事は、効率的な供給事業者の確保を基本に、200ccの牛乳の販売実績又は決定要領第3の区域の供給予定数量を供給できる能力を有する乳業者に対して、書面により呼びかける。

#### (2) 見積価格の徴集

知事は、(1)の乳業者等に対して決定要領第3の区域ごとの供給予定数量、供給指定場所、供給形態及び配送時間等供給に係る条件を、書面により提示する。

提示された乳業者等は、関係書類を添付した見積価格を、知事の定める徴集期日及び場所に提出するものとする。なお、郵送による場合にあっては、見積価格表である旨を明記した書留により三重県畜産課へ送付するものとし、その提出期日は、知事の定める徴集期日の前日までに必着とする。

#### (3) 見積の対象となる価格

決定要領第3の区域ごとに、(2)の見積価格徴集の呼びかけで提示した条件に基づき、当該年度を通じて供給した場合の、牛乳一本あたりの価格とする。

#### (4) 見積価格の開封・比較

知事は、供給価格等の決定を公正に行うため、乳業者等に対して中立的な立場にある複数の適正運営委員を選定し、見積価格の開封・比較にあたっては、当該適正運営委員の立ち会いのもとに行う。

#### (5) 予定価格の設定

知事は、予め、区域ごとに学校給食用牛乳供給価格の上限としての予定価格を設定し、この価格は非公表とする。

#### (6) 最低制限価格の設定

知事は、飲用牛乳の不当な廉売を排除し、公正な競争を確保するため、学校給食用牛乳供給価格の下限としての最低制限価格を設定し、この価格は非公表とする。

### 2 供給価格及び供給事業者の決定方法

#### (1) 供給価格の決定

知事は、1の(2)により徴集した見積価格を比べ、区域ごとに予定価格以下であり、かつ、最低制限価格以上の範囲で、最も低い見積価格を当該区域の供給価格として、決定する。

#### (2) 供給事業者の決定

ア 知事は、イ及びウの場合を除き(1)の最も低い見積価格を提出した者を当該区域の供給事業者として決定するものとする。

イ 知事は、県内乳業者の経営に対する急激な影響を緩和し、地域経済の安定を

図る観点から、アに関わらず、前年度における当該区域の供給事業者（以下「前年度供給事業者」という。）が、次の要件を全て満たす場合は、前年度供給事業者を当該年度における当該区域の供給事業者とする。なお、この措置は、実質的な競争を確保するため、同一区域において、2年続けての適用は行わない。

(ア) (1)で決定された供給価格で引き続き当該年度期間の学校給食用牛乳の供給を希望していること。

(イ) 本県に学校給食用牛乳の製造に係る乳業工場を有すること。

(ウ) 資本の額又は出資の総額が3億円以下であり、かつ常時使用する従業員の数が300人以下であること。

(エ) 当該年度の供給事業者の決定において、この措置を適用した場合、本県における当該前年度供給事業者の学校給食用牛乳の供給量が前年度に比べ増大しないこと。

ウ 知事は、供給事業者の変更に伴う区域内の混乱を緩和するため、イの措置をとってもなお前年度供給事業者以外の乳業者が供給事業者となる際には、2の(1)による当該年度の供給価格となるべき見積徴集時の最低価格（以下「最低価格」という。）と前年度供給事業者の見積価格とを当該区域内の学校開設者に期間を定めて提示し、供給事業者変更の意向確認を行うこととする。その際、当該区域内の学校開設者のすべてが前年度供給事業者による供給を希望する場合は、当該乳業者を供給事業者とし、当該乳業者から提出のあった見積価格を当該区域の供給価格とする。

なお、この場合、4の保護者負担額の算定の際は、最低価格により掛増し相当額を算定することとする。

また、区域ごとの供給価格には、最低価格を用い、最低価格と供給価格との間の差は別途区域内の保護者負担額に加算することとする。

(3) 同一区域に最も低い価格が2以上ある場合の取り扱い

見積価格を比べた結果、同一区域に最も低い価格が2以上ある場合は、当該乳業者によるくじ引きにより、公正に供給事業者を決定するものとする。

ただし、それら見積価格を提出した乳業者において、当該区域の供給事業者である乳業者が存在する場合は、幼児、児童及び生徒に対する学校給食用牛乳供給の継続性の観点から、当該乳業者を供給事業者とする。

(4) 見積価格の提出がない場合の取り扱い

見積価格の提出のない区域が生じた場合、知事は、決定要領第4の1の(1)の乳業者に再度呼びかけを行って見積価格を徴集し、(1)、(2)及び(3)と同様の方法により供給事業者を決定するものとする。

なお、これによっても供給事業者を決定できない場合は、当該区域内・近隣に所在する乳業者及び当該区域の隣接する区域に見積価格を提出した乳業者と協議の上、適正な価格により、当該区域の供給価格及び供給事業者を決定する。

(5) 予定価格以下の見積価格の提出がない場合の取り扱い

予定価格以下であり、かつ、最低制限価格以上の見積価格の提出がなかった場合、知事は、再度予定価格、最低制限価格を設定し、当該区域で最も低い見積価格を提出した乳業者に対して、見積価格の再徴集を行う。この手続きを見積価格

が予定価格以下であり、最低制限価格以上になるまで繰り返し、当該区域の供給価格及び供給事業者を決定する。

### 3 供給価格及び供給事業者の決定通知

知事は、見積価格の比較後、区域ごとに決定した供給事業者に対し、供給開始日の1カ月前までに、決定した旨、文書により通知する。

### 4 保護者負担額の算定等

決定要領第4により決定した区域ごとの供給価格から、学校給食用牛乳の安定的需要のために、国から交付される補助金見込額を考慮に区域ごとの供給価格を算定する。これにより得られた区域ごとの供給価格を供給予定数量に加重平均した額を県保護者負担額とし、この供給価格から消費拡大のために国から交付される補助金見込額を考慮して、学校ごとの保護者負担額とする。

ただし、2の(2)のウにより、前年度供給事業者を供給事業者とする場合は、最低価格により掛増し相当額を算定し、区域ごとの供給価格には、最低価格を用い、最低価格と供給価格との間の差は、別途当該区域内の保護者負担額に加算することとする。

## 第5 留意事項

- 1 三重県の酪農振興に資するため、供給事業者は、学校給食用牛乳に使用する生乳について、三重県産生乳の優先使用につとめるものとする。
- 2 学校給食用牛乳供給事業の趣旨、目的を踏まえ、供給事業者は牛乳に対する照会等に対し真摯に対応すること。
- 3 その他、この決定要領に定めのない事項について変更等が生じた場合は、別に運用を定めて対応する。

附則 この決定要領は、平成12年度第2学期からの供給価格等の決定から適用する。

附則 改正後の決定要領は、平成16年12月 1日から適用する。

附則 改正後の決定要領は、平成17年 2月 1日から適用する。

附則 改正後の決定要領は、平成19年 1月30日から適用する。

附則 改正後の決定要領は、平成23年 2月 3日から適用する。

附則 改正後の決定要領は、平成25年 2月 7日から適用する。

附則 改正後の決定要領は、平成27年 2月 4日から適用する。

附則 改正後の決定要領は、平成31年 1月15日から適用する。

附則 改正後の決定要領は、令和 3年 6月 1日から適用する。

附則 改正後の決定要領は、令和 3年12月21日から適用する。

附則 改正後の決定要領は、令和 5年 7月26日から適用する。